

別記

埼玉県エコアップ認証事業所認証基準

認証を受ける者は、次の「Ⅰ エコアップ認証環境マネジメントシステム（以下「エコアップ認証EMS」という。）評価基準」と「Ⅱ 二酸化炭素削減対策等評価基準」において、別に定める方法による点数評価で100点満点中60点以上（ただし、「Ⅰエコアップ認証EMS」30点、「Ⅱ 二酸化炭素削減対策等評価基準」25点を最低必要点とする。）を満たしていること、及び、「Ⅲ 欠格要件」に該当しないことを要する。

＜Ⅰ エコアップ認証EMS評価基準＞（配点 計50点）

1 現状把握、環境方針、目標・具体的取組の計画設定、公表、環境関連法規の遵守（配点15点）

- ① 対象組織の事業活動に伴う環境への取組を「環境保全に関する取組チェックシート」により、適切に把握・評価している。
- ② 対象組織の事業活動に伴う二酸化炭素排出量を「地球温暖化対策計画」及び「自動車燃料チェック」により、適切に把握している。
- ③ 上記②以外の環境負荷項目で、対象組織の事業活動において廃棄物排出量など環境への負荷が大きい項目が適切に把握されている。
- ④ 環境方針は、対象範囲、事業活動、環境への負荷（「環境保全に関する取組チェックシート」や「地球温暖化対策計画」の結果）に対して適切なものとなっている。
- ⑤ 目標は、環境方針と整合し、環境への負荷（「環境保全に関する取組チェックシート」や「地球温暖化対策計画」の結果）に対して適切なものとなっている。
- ⑥ 目標は、二酸化炭素に関する数値目標をはじめ必要な項目（廃棄物の排出抑制など）について適切に設定されている。
- ⑦ 目標を達成するための具体的な取組（計画）が適切に策定されている。
- ⑧ 具体的な取組（計画）に、取組の各責任者、具体的手段、スケジュールが適切に定められている。
- ⑨ 条例の規定に沿った方法で適切に「地球温暖化対策計画」を公表している。
- ⑩ 事業活動に関係する環境関連法規を把握するしくみが構築され、機能している。

2 取組の実施体制・運用（配点10点）

- ① 「エコアップ認証EMS」の取組を実施するための実施体制とシステムを構築し、運用している。
- ② 環境方針、目標、具体的な取組などエコアップ認証EMSの内容を従業員に周知している。
- ③ エコアップ認証EMSの取組を適切に実行するため、必要な教育や訓練を実施している。また、その結果等を記録・保持している。

- ④ 環境方針、目標を達成するための具体的な取組を適切に実施し、地球温暖化対策推進者が取組の進行管理を行っている。
- ⑤ 外部からの環境に関する情報や要望を受け付け、適切な対応を行っている。また、その結果等を記録・保持している。
- ⑥ 環境に重大な影響を与える緊急事態及び事故を想定し、対応方法を定めている。

3 取組状況の確認・点検（配点10点）

- ① 環境に重大な影響を与える事項について、監視、測定する方法が定められており、それに基づき定期的に監視、測定を行っている。また、その結果を記録・保持している。
- ② 目標の達成状況及び具体的な取組の実施状況を定期的に確認・評価している。また、その結果を記録・保持している。
- ③ 環境関連法規や自主的に定めた基準の遵守状況を定期的に確認している。また、その結果を記録・保持している。
- ④ 目標の達成及び取組の実施状況に問題がある場合は、その原因の調査を行い、問題を是正している。必要に応じて問題の発生を予防する対策を実施している。また、その結果を記録・保持している。
- ⑤ 取組の実施状況を内部的に監査する方法が定められて、それに則って、監査が計画・実施されている。また、その結果を記録・保持している。

4 評価・見直し（配点15点）

- ① 代表者等が、エコアップ認証EMSの実施体制やシステムなどの評価・見直しを行っている。
- ② 代表者等による見直しは、環境方針、目標、取組、実施体制、システムなどあらゆる決定及び処置に及ぶものとしている。
- ③ 代表者等の見直しに当たっては、次の項目を含めて行っている。
 - ・環境関連法規の遵守状況結果
 - ・環境負荷の増減・改善状況
 - ・目標の達成状況
 - ・周囲の環境変化の状況
 - ・改善提案
 - ・内部的監査の結果
 - ・外部からの苦情や要望
 - ・問題への是正・予防対策の状況報告など
- ④ 代表者等の見直しの結果や必要な指示事項は、地球温暖化対策推進者、関連する部門や従業員に伝達・周知されている。
- ⑤ 代表者等による評価・見直しの結果が記録・保存されている。
- ⑥ エコアップ認証EMSの継続的改善が図られている。

5 その他

更新の認証において、ISO14001等の環境マネジメントシステムを取得している場合には、第三者認証機関による外部審査の記録で1から4を評価できることとする。

<Ⅱ 二酸化炭素削減対策等評価基準>(配点 計50点)

1 二酸化炭素削減目標の設定(配点5点)

認証申請(更新申請)日以降の3年間における二酸化炭素排出量又は二酸化炭素排出原単位(事業活動規模当たりの二酸化炭素排出量)の平均目標削減率により配点する。

なお、削減目標の基準値は、原則、申請日前の過去3年間の二酸化炭素排出量又は二酸化炭素排出原単位の平均値とする。

2 二酸化炭素削減対策等の実施(配点30点)

別に定める「二酸化炭素削減対策等チェックシート」の取組状況により配点する。

3 二酸化炭素削減の実績(配点10点)

新規の認証申請においては、認証申請日の属する年の前3年間における二酸化炭素排出量又は二酸化炭素排出原単位の平均増減率(各年対前年値比増減率の平均値)により配点する。

更新の認証申請においては、更新認証申請日の属する年の前3年間における二酸化炭素排出量又は二酸化炭素排出原単位の平均増減率(各年対基準値比増減率の平均値)により配点する。

4 過去に実施した二酸化炭素削減策等の実績(配点5点)

認証申請(更新申請)日以前において、別に定める「二酸化炭素削減対策等チェックシート」の「基本対策」を90%を超えて実施又は完了し、かつ「追加対策」を一定数以上実施又は完了している。

<Ⅲ 欠格要件>

認証を受けようとする事業者は、環境関係法令又は条例に係る規定のほか事業活動に関する法令若しくは条例、又は公租公課に関する法令若しくは条例に係る規定に違反し、行政処分又は刑罰を受けている場合は、認証を受けることができない。

また、埼玉県暴力団排除条例第2条で定める暴力団、同条で定める暴力団員が事業主又は役員となっている団体、又は同条例第3条第2項で定める暴力団関係者である場合は、認証を受けることができない。